

佐賀県東部環境施設組合告示第12号

佐賀県東部環境施設組合（以下「本組合」という。）で実施する次期ごみ処理施設整備・運営事業に係る設計施工監理業務（以下「本業務」という。）について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び佐賀県東部環境施設組合契約事務規則（平成30年規則第7号）第2条において準用する鳥栖市契約事務規則（昭和39年規則第21号）第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年8月7日

佐賀県東部環境施設組合 管理者 橋本康志



1 入札に付する事項

次期ごみ処理施設整備・運営事業に係る設計施工監理業務

2 履行場所

佐賀県鳥栖市真木町字今川地内

3 履行期間

事業期間：事業契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

4 入札方法

条件付一般競争入札

5 事業概要

次期ごみ処理施設整備・運営事業に係る設計施工監理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に示すとおり

6 参加資格

- (1) 鳥栖市の最新の競争入札有資格者名簿に登録がある者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 鳥栖市から指名停止措置を、入札公告の日から入札の日まで受けていない者であること。
- (4) 開札の日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

- (5) 開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされたものでないこと。
- (6) 当該業務の他の入札参加資格者（建設関連業務共同企業体にあつては他の構成員を含む。）と、資本若しくは人事面において強い関連がある者でないこと。この場合における「資本若しくは人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）
- イ 一方の会社の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下本条において同じ。）が、他の会社の役員を現に兼ねている会社
- 1) 株式会社の取締役。ただし、次のイからニに掲げる者を除く。
- イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ウ 一方の会社の役員配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員職にある会社
- (7) 当該業務において適正と認められる技術士法に基づく技術士の資格を有する者又は建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロの認定を受けた者（測量法に基づく測量の業務にあつては、測量士の資格を有する者）を管理技術者及び照査技術者（測量法に基づく測量業務にあつては管理技術者）として配置できること。
- (8) 鳥栖市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。
- (9) 過去10年以内に国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）による地方公共団体の組合を含む。）が発注する一般廃棄物処理施設のPFI事業又はDBO事業のアドバイザー業務（元請として実施方針の作成から民間事業者との契約まで一貫して受託し完了したものに限る。）について複数の実績を有し、かつ一般廃棄物処理施設（複数炉で構成される100t／日以上施設か

つ廃棄物発電施設を有する施設)の設計施工監理業務(設計着手から竣工まで)について複数の実績を有すること。

7 入札参加申込及び資格審査

入札参加を希望する者は下記の提出書類等を次のとおり提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出書類等 (佐賀県東部環境施設組合ホームページよりダウンロード可)

- ①入札参加資格確認申請書 (様式第1号)
- ②同種業務の実績調書 (様式第2号)
- ③配置予定技術者調書 (様式第3号)
- ④会社概要書 (様式第4号)

(2) 提出期間

令和2年8月7日(金)から令和2年8月26日(水)まで(9時から17時まで)
郵送の場合は、令和2年8月26日(水)必着とする。

(3) 提出方法

持参または郵送

(4) 提出先

〒849-0102
佐賀県三養基郡みやき町大字簗原4372番地
佐賀県東部環境施設組合 事業係

(5) 入札参加資格の有無の通知

申請者の入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格のない者へは8月28日(金)までにその旨を通知する。

8 入札公告書類等の公開

(1) 入札公告書類等の公開

入札参加資格確認申請書及び本業務の仕様書等の入札公告書類等を佐賀県東部環境施設組合ホームページにて公開する。

(2) 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

1) 提出期間

令和2年8月7日(金)から令和2年8月19日(水)正午まで

2) 提出方法

佐賀県東部環境施設組合へ電子メールにて提出すること。
(メールアドレス: info@s-toubukankyo.jp)

3) 回 答

上記の質問に対する回答は、令和2年8月21日(金)に組合ホームページにおいて公表する。

9 入札の日時、場所等

(1) 日 時

令和2年9月3日（木）14時30分から

(2) 場 所

鳥栖・三養基西部溶融資源化センター 2階会議室

(3) 方 法

直接入札とする。郵送等による入札は認めない。

(4) 入札に関する条件

① 予定価格

156,100,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない額）

② 最低制限価格

105,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない額）

③ 入札保証金

免除

④ 入札回数

1回

⑤ 入札開始

入札者は所定時刻までに入札会場に入場すること。入場できる者は、1名とする。

⑥ 委 任 状

代理人が入札しようとするときは、委任状を提出すること。

⑦ 入 札 書

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって、落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書に記載された金額に対する業務費内訳書（各会計年度の業務費が分かるようにすること）を当日、提出すること。

11 契約の締結

(1) 契約保証金

契約締結時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

ただし、佐賀県東部環境施設組合契約事務規則第2条において準用する鳥栖市契約事務規則第26条第1項の規定に基づく担保を供することによって保証金の納付に代えることができる。また、同規則第27条第1項の規定に基づく履行保証保険契約の締結を行った場合は、保証金を免除する。

(2) 前払金

会計年度毎に当該年度の予定額の3割以内の額とする。ただし、契約会計年度については前払金は支払わない。

(3) 部分払い

有り（各会計年度1回以内）

12 その他

入札その他の取扱いについては、規則その他管理者が別に定める要領等によるものとする。

13 問合せ先

〒849-0102

佐賀県三養基郡みやき町大字簗原4372番地

佐賀県東部環境施設組合 事業係

TEL:0942-81-8845 Fax:0942-81-8846

Mail:info@s-toubukankyo.jp